

【身体障がい者等に係る自動車税課税免除のお知らせ】

生計同一者運転の場合に添付する通院等証明書に係る特例措置について

障がいのある方が使用する自動車に対する自動車税の課税免除については、原則、賦課期日（4月1日）前3か月間の使用実績が週1回以上又は月4回以上（3か月間で12回以上）使用されていたことを証明する証明書の添付を必要としているところですが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響等により、平時には要件を満たしている場合であっても、この期間における実績が要件を満たさない場合は、令和4年4月1日以降の課税分から当分の間、特例として次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、この場合でも、賦課期日以後も障がい者のために継続して自動車を使用されることが必要です。

賦課期日前1年以内で、できるだけ当該期日に近い連続した3か月間に、週1回以上又は月4回以上使用されていたことを証明する証明書の添付に代えることができることとしました。

【事例】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通院等回数	5回	6回	5回	3回	2回	3回

直近3か月間では、要件を満たさないので、証明期間をずらす

原則 1月～3月の実績 8回
↓
非該当（回数不足）

該当（回数充足） ← 14回 特例 11月～1月の実績

※ 事例の場合、10月から12月の期間（16回）でも要件を満たしますが、できるだけ賦課期日に近い期間である11月から1月の証明書を添付します。

○証明書について、詳しくは最寄りの広域振興局までお問合せください。

広域振興局	電話番号	広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6546	沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2715
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2822	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
花巻県税センター	0198-22-4942	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9917
一関県税センター	0191-34-4661	県北広域振興局県税室（久慈）	0194-66-9678
		二戸地域振興センター県税室	0195-23-9216

令和4年1月

岩手県（総務部税務課・広域振興局）